

資料 8

水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準値（案）に対する意見募集の実施結果について（案）

平成 26 年 月 日
環境省水・大気環境局
土壌環境課農薬環境管理室

1. 意見募集の概要

（1）意見募集の周知方法

- ・関係資料を電子政府の総合窓口（e-Gov）及び環境省ホームページに掲載
- ・記者発表

（2）意見募集期間

平成 26 年 6 月 30 日（月）～ 平成 26 年 7 月 29 日（火）

（3）意見提出方法

郵送、ファクシミリ又は電子メール

（4）意見提出先

環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室

2. 意見募集の実施結果

（1）意見提出件数 : 1 通（1 件）

（2）提出された御意見と御意見に対する考え方 : 別紙の通り

（別紙）

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>トリクロルホンの登録保留基準値は甲殻類の各試験の暴露開始時と換水後の実測濃度を基に計算されていますが、トリクロルホンの加水分解性より、換水するまでに分解が進んでいる可能性があります。そのため、実際に暴露された濃度は、暴露開始時と換水後の平均値よりもかなり低いものと考えます。従って、各試験の EC₅₀ 値はもっと低いのではないのでしょうか。そのため登録保留基準値ももっと低い値が適当であると考えます。</p> <p>藻類の試験についても、同様です。</p>	<p>トリクロルホンの甲殻類及び藻類の EC₅₀ 等につきましては、中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会で審議された結果、以下の理由からトリクロルホンの暴露開始時及び換水後の濃度の平均値に基づいており、適切に登録保留基準値が設定されていると考えております。</p> <p>トリクロルホン及びトリクロルホンの分解物についても試験溶液の濃度測定を実施しており、それらの含量値が暴露開始時及び換水後のトリクロルホンの濃度と大きく異ならなかったこと</p> <p>トリクロルホンの分解物についても水産動植物に対して影響があると考えられること</p>